



平成21年4月20日

各 位

会社名 株式会社 さ い か 屋  
代表者名 代表取締役社長 岡本 康英  
(コード番号8254 東証2部)  
問合せ先 取締役総務部長 佐野 史朗  
(TEL 044-211-3153)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月20日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年5月28日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管および振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- ③ 独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めるものであります。  
なお、変更案第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ⑤ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人および、その事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、</u>当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人および、その事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、<u>その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてこれを取扱わない。</p>
--	--

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第20条 (条文省略)</p> <p>(定 員)</p> <p>第21条 当社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>第22条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>第21条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定</u>)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第41条～第46条 (現行どおり)</p>
--	--

(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

以上